

10月教育委員会会議録

日時：令和2年10月19日 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和2年10月の教育委員会会議を開催いたします。 最初に本日の署名委員の指名を行います。 佐野委員と小崎委員、よろしくお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案に入ります。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰」について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。 去る9月16日に、山口県立美祢青嶺高等学校の澤野仁教頭が逝去されました。これに伴いまして、この方が、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、美祢青嶺高等学校から教育功労者表彰の内申がございました。 死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。 急な退職に対応し、これまでの御功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、9月16日付けで澤野教頭を表彰いたしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第1号を承認いたします。 続いて、議案第2号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関する、第2号議案について、お諮りします。 今回の改正は、7月に公表しました各高校の入学定員に係る規則の改正が主な内容であります。資料の10ページに改正の概要をお示ししておりますので御覧ください。 まず、「1 改正の趣旨」についてですが、令和3年度の入学定員の</p>

	<p>策定等に伴い、規則の一部について所要の改正を行うものであります。次に、「2 改正の内容」についてですが、規則にある別表の1のうち、岩国総合高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改めるものであります。なお、「3 施行期日」につきましては、令和3年4月1日としております。</p> <p>以上、御審議をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>内容はすでに発表されていますよね。</p>
高校教育課長	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第2号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>令和3年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告します。資料は11ページになります。</p> <p>まず1-(1)の表をご覧ください。表の右上にありますように、2種類の括弧内は、昨年度の数と第二志願者を含む数を、それぞれ示しています。表の左から3列目の項目①の「第一次試験免除者数」は、表の下の※印1でお示ししておりますように、昨年度の採用試験の第二次試験で合格に至らなかった者のうち、総合評価ランクがA又はBの者、及び、他県における本採用教員で3年以上の勤務経験を有する者について、第一次試験を免除しており、その者の数を表しています。</p> <p>それでは、表の一番下の「障害者を対象とした選考を含めた合計」の欄を御覧ください。一番左の志願者総数は1,221人で、第一次試験の合格者数616人に、第一次試験免除者を加えた710人が第二次試験を受験し、表の右から3列目にありますが、418人を名簿掲載予定者としたところです。</p> <p>左から5列目の②、第一次試験受験者1,048人に第一次試験免除者111人を加えた、採用試験全体の受験者数1,159人を、名簿掲載予定者418人で割った最終倍率は、2.8倍となりました。</p> <p>次に、12ページの(2)から(7)の表は、「教職大学院修了見込者特別選考」「社会人特別選考」ほか、各特別選考の状況を示しており、(1)の表の数値の内数となっています。また、13ページの表では、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部について、教科や科目ごとの名簿掲載予定者数や倍率を、お示ししております。</p>

	<p>す。</p> <p>なお、名簿登載予定者につきましては、去る10月6日に発表しております。</p> <p>以上で、御報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>11ページの表にあります通り、今、いろいろと意見がありますけど、1番上の小学校の倍率は大変厳しいものでございます。何とか志願者を集めたいと、いろいろな努力はしておりますけど、去年に引き続いてそういう状況になったということです。</p>
小 崎 委 員	<p>「社会人特別選考」で、去年合格された方々はもともと何をされていた方ですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>「社会人特別選考」につきましては、民間企業や官公庁職員、あと、青年海外協力隊等でボランティア活動をされていた方々についても選考の対象としております。それから、青少年教育施設等の勤務経験者も最近、対象として加えたんですけど、実際には青年海外協力隊の経験を有する方が、“多様な経験を有した人材”として、学校のほうで頑張っていたいただいているということがあります。</p>
小 崎 委 員	<p>今回もそういう方が採用されましたか。</p>
教 職 員 課 長	<p>その年ごとにどういった内容で「社会人特別選考」から採用されたかについては、詳細に申し上げられませんが、民間企業からや、青年海外協力隊等の経験がある方の採用が多くみられます。</p>
佐 野 委 員	<p>最近、教員免許の件で、わいせつ行為とかで免職になった方への対応について話題になってはいますが、そういった対応の部分とか、教員としての規定について、何か検討され、判断していくというようなかたちのものは、山口県としてはやっておられるでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>教育職員免許法においては、今、お話がありました懲戒免職の場合、それに伴って失効し、3年間、教員免許の再取得が出来ない、ということになっております。</p> <p>わいせつ事案等についてどうしていくかについては、今、国のほうで検討が進められているところですので、その動向については注視していきたいと思っております。今の法律上では、どういった内容であっても免職であれば、失効は3年間となっております。</p>
佐 野 委 員	<p>個別の事案によっていろんな制度があると思っておりますけど、やはりちょっと再犯率が高いという情報もありますので、そのあたりも注意をしながら対応していただければと思います。</p>

中 田 委 員	<p>今の話にもありましたが、不祥事があって辞められた方が3年経った後に申請されて、取得し、「この学校に赴任します」という時に、該当者がどういう理由で辞めさせられたのかについて、赴任先の学校側には分かるのですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>教員免許の再取得については、先ほども申しあげました通り、3年を経過すれば対象になります。今、採用する段階でということですが、教員採用試験で言いますと、人物等を重視した面接試験を実施する中で、適性があるかどうか、しっかり見極めるということで選考を実施しています。</p>
中 田 委 員	<p>じゃあ、なぜ免職になったのかという理由を書くことはしませんか。</p>
教 職 員 課 長	<p>採用にあたって提出する書類として、履歴書などがあるんですけど、書類には本人の経歴を偽りなく記載する必要があります。それに沿って考えていくことになりますが、基本的に採用にあたっては、先ほども申しあげました通り、人物重視で選考を行っているところでございます。</p>
教 育 長	<p>なるべく多くの目を見て、人物を判断するというところで努力しておりますけど、100%大丈夫かというところ、なかなか難しいところはあると思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>それでは資料14ページ、「令和3年度山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験の実施」について、説明させていただきます。 本年度は、大津緑洋高等学校の船員の選考試験を実施することとしております。実施要項につきましては、去る10月16日に発表するとともに、関係機関に送付し、県教育委員会のウェブページにも掲載したところですが、ここでは概要を示した14ページの資料を用いて説明させていただきます。 選考職種については、実習船「海友丸」の通信長、採用見込者数は、1人としております。職務の概要は、山口県、福岡県、長崎県が3県で共同運航している実習船「海友丸」の通信業務全般を行う通信長業務であります。受験資格につきましては、昭和36年4月2日以降に生まれた者で、ア又はイの要件を満たす者です。 この試験結果等をもとに、人物を重視した選考を行い、来年1月25日（月）に「採用候補者名簿登載予定者」を発表することとしております。 以上、報告させていただきます。</p>

教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p> <p>「海友丸」の通信長を採用するという話ですが。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>それでは、「令和3年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について」御報告いたします。</p> <p>入学者選抜に関する大綱につきましては、6月の教育委員会会議で御報告し、7月に公表しておりますが、お手元にお配りしております「県立下関中等教育学校及び高森みどり中学校の入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」並びに「選考検査問題の作成方針」を、本日午前10時に発表したところであります。</p> <p>それぞれの概要につきましては、会議資料15ページ上段の「1」の枠囲みの中にお示しをしております。</p> <p>このうち、実施要領につきましては、中段の「2」で、その要点についてお示しをしておりますが、応募資格、入学定員等を示したものです。この中で（4）のイにあります「調査書」については、小学校学習指導要領の改訂に伴い、指導要録の様式が改訂されたことから、この度は様式を変更しております。また、入学者選抜の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、特別な措置を講ずる場合は、別途定めることとしております。</p> <p>次に、募集要項につきましては、志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものであり、10月24日（土）に高森みどり中学校で開催します「入学者選抜説明会」、及び、11月7日（土）に下関中等教育学校で開催します「入学者選抜説明会」において、受検願書と併せて保護者等に配布することとしております。</p> <p>最後に、選考検査問題の作成方針についてですが、資料16ページを御覧ください。これは「記述式の課題1」及び「記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものであります。「資料をもとに考えたこと等を問う内容とする」など、昨年からの変更はありません。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>新型コロナの感染症に対する特別な措置は別途定めていくということなんですけど、例年、この時期はインフルエンザも流行する。今年は新型コロナも加えて対応されるかたちですが、体調が悪くなったり、発熱があったりといった症状がある方に対して、どの程度の対応をされるのかなど。大事な試験なので、無理してでも受けたいたいという方は当然おられると思うんですけど、検温とかそういう対策をするの</p>

	<p>か、それとも、自主申告をするのか。ちょっと怪しいと思われる方は自粛を求めるのか。ちょっと教えていただければ。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>「検温をする」などの具体的な指示は12月になってから、各学校にしようと思っておりますが、検温はおそらく本人にさせるか、学校で測るか、というかたちでやると思います。それ以外で言いますと、「試験ごとの空いた時間で換気をする」もやるようになってと思います。試験に来る来ないにつきましては、体調が悪いけど来たという自己申告があれば、会場を移して別室受験のかたちをとると思います。これまで、インフルエンザで別室受験という例がありましたので、もし、コロナの疑いがあれば、インフルエンザの受験者とはまた別に部屋を用意する対応をしていくと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>コロナ禍がいつまで続くか分かりませんが、教員採用試験のときは、やはり今までと違った配慮をしなければならぬということで、今までとは同じにはならないということです。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>今年は小学校が休校になった期間が長かったところがあったと思うんですけど、みんな同じ条件なのであまり考慮はされなくてもいいかもしれない。その中でも、やり残しの問題とか、そういう課題の部分とかはなにか考慮されているんでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>おっしゃる通り、今年度は小学校によって休校の期間が変わっており、それに対する配慮が必要だと考えております。まず、各市町教育委員会に聞き取りをしたんですけど、予定していた教育課程については、おそらく来年1月までにはクリアできるという回答をいただいております。それでも指導の濃淡等があってははいけませんので、記述式課題の問題の中で選択問題を設けるということ、今回の入試においては考えていくことにしております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>高校入試についても、学校によって指導の濃淡の差があるということで、選択問題を取り入れています。同じようなことを県立の中等教育学校でもやろうと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和2年11月19日（木）午後2時30分を予定しております。よろしく申し上げます。</p>